

平成29年2月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年2月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市宮ノ陣クリーンセンター大会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席及び欠席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	欠席
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員		29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員	欠席	35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員	欠席	36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員	欠席	41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから2月の農業委員会を開催いたしたいと思います。
よろしく願いいたします。
第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 皆様、おはようございます。
それでは、会議案の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転。
第1選挙区、1番、2番の2件です。
なお、2番につきましては、農地法施行令第2条第2項第5号を適用しており、農地所有適格法人以外の者は農地を取得する例外規定となります。
また、農地法施行令第2条第3項第4号につきましては、農地取得の下限面積の特例となります。
第2選挙区、3番から2ページ6番の4件です。2ページをお願いいたします。
第3選挙区、7番の1件です。
第4選挙区、8番から、3ページ15番までの8件です。
4ページをお願いいたします。
第5選挙区、16番の1件です。第6選挙区、17番の1件です。
以上、1番から17番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について地域審査会において審査票を配付し、説明を行ってりましたが、2番を除く案件につきましては、不許可相当に該当しない案件であり、審査基準に適合しており、また2番につきましては農地法施行令第2条第2項第5号及び農地法施行令第2条第3項第4号による不許可の例外に適合していることを御報告いたします。
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
この議案の審議番号17番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について地元副会長より報告をお願いいたします。

審議番号17番は第6選挙区の案件でございますので、松延副会長から報告を受けたいと思います。

松延副会長 それでは、新規就農のヒアリングについて報告いたします。

申請人の田中和廣は現在66歳で長く建設業にかかわりながら、食について考えるようになり、安心安全な食べ物を地域に提供し、生まれ育った地域に少しでも貢献したいということでした。

農業は未経験ですが、もともとは城島の方で、地元で営農する友人、知人の協力を得ながら技術の習得に努めたいとのこと。また、農業に関する研修会等にも参加しながら営農を学んでいきたいということです。

まずは、サトイモを栽培し、物産販売店や地元スーパーへ販売し、経験を積んで生産量がふえてくれば販売エリアを広げたいということです。

城島地域審査会では全員でヒアリングを行いました。本人のやる気もあり、地域の協力も得られるということで問題はないと判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。

全員挙手により第1号議案は可決されました。

続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、安武町武島、田、608m²、申請理由、申請地を露天資材置場として利用するものです。農地区分は、第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第4選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。

諸藤副会長 それでは報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。

地図ナンバーも1番です。申請地は安武小学校より北西へ約1.3kmに位置しています。転用目的は、露天資材置場として利用されるものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び北側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、法面保護による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について、現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 地元の副会長からの報告が終わりました。

それでは審議に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、直ちに今から採決いたします。
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第2号議案は可決されました。よって、県
へ送付いたします。
続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
第1選挙区、1番から、7ページ4番までの件です。
1番、申請地、小森野6丁目、田、869m²、申請理由、申請地を借り受けて、露天
資材置場として利用するものです。
農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するも
のであり、不許可の例外に適用しております。
2番、申請地、上津町、田、835m²、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場
として利用するものです。
農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する
ものであり、不許可の例外規定を適用しております。
3番、申請地、高良内町、田、3筆計1,407m²、申請理由、申請地を取得し、貸重
機置場として利用するものです。
7ページをお願いいたします。
4番、申請地、藤光町、畑、171m²、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置
場の敷地を拡張するものです。
第2選挙区、5番から、8ページ9番までの5件です。
5番、申請地、安武町住吉、田、現在地番、従前地になります572m²、一時利用指

定地500m²、申請理由、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築するものです。

農地区分は1種農地ですが、土地改良事業で非農用地区域として設定された土地で、土地改良事業計画に定められた用途に供する行為であることから、公共性が高いと認められる事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、荒木町白口、田、2筆計361m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、荒木町白口、田、246m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いいたします。

8番、申請地、荒木町白口、田、2筆計246m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、安武町安武本、畑、2筆計184m²、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

2062番1の農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

また、2062番地1は農地法第4条による同時申請となっております。

2069番1の農地法第5条許可申請と同一事業であるため、本件は第5条許可申請となっております。

第3選挙区、10番から、9ページ14番の5件です。

10番、申請地、大橋町合楽、田、607m²、申請理由、申請地を取得し、露店駐車場の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、草野町草野、畑、1,090m²、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

12番、申請地、山本町豊田、田、220m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

13番、申請地、山本町豊田、田、225m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、太郎原町、田、5筆計2,322m²、申請理由、申請地を借り受けて、露天材置場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

一時転用の許可期間につきましては、許可日から平成29年3月31日までとなっております。

第4選挙区15番、1件です。

15番、申請地、田主丸町長栖、田、181m²、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

第6選挙区、16番、17番の2件です。

16番、申請地、城島町江島、畑、149m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、隣接土地と同一事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

17番、申請地、城島町江上、田、1,208m²、申請理由、申請地を取得し。露天資材置場の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第7選挙区、18番から20番の3件です。

18番、申請地、三潞町早津崎、田、330m²、申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

19番、申請地、三潞町早津崎、田、399m²、申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

20番、申請地、三潞町高三潞、田、畑3筆計482m²、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは2番でございます。

申請位置は、西鉄宮ノ陣駅から北西へ約1.2kmに位置します。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的た農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、小森野土地改良区より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

申請地は、JR荒木駅から東へ約1.7kmに位置します。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農地の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地に新設する溜桝を經由し、北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

申請地は、青峰小学校から南西へ約1.3kmのところに位置します。

転用目的は、貸重機置場として利用するものです。

農地区分については、農用地区域農地外であって、第1種農地、第3種農地のいず

れの要件にも該当しない用地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲の農地よりも地盤が低い土地でありますので、土砂の流出のおそれはありません。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

申請地は、荒木中学校から北東へ約350mのところに位置します。

転用目的は、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

現地は既に資材置場として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により東側隣接地の敷地内を經由し、東側の水路へ放流されます。

なお、東側の隣接地の所有者から排水の同意を得ております。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用し、土砂の流出を防いであります。

水利関係承諾書につきましては、地元の自治会長より承諾を得てあります。

以上4件の申請につきましては、地域審査会を経て現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障のないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

諸藤副会長 それでは、第2選挙区から報告いたします。

審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は、住吉保育園より北東へ約350mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築されるものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、土地改良法により非農用地区域と定められた区域内にある農地を土地改良事業計画に定められた用地に供する行為でありますので、不許

可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を設置し、東側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約310mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築されるものです。

農地区分については、おおむね300m以内にJR荒木駅がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を設置し、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設及び新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地は、白鳥保育園より南へ約300mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築されるものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し西側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約330mに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築されるものです。

農地区分については、おおむね300m以内にJR荒木駅がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を設置し、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設及び新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

申請地は、安武小学校より700mに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、露天資材置場として利用されるものです。

農地区分については、2筆のうちの1筆は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地に該当するものと判断しております。もう1筆は、特定土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、北側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、法面保護及び緩衝地による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

野村副会長 説明いたします。

審議番号10番、地図ナンバーは11番です。

申請地は、市立大橋小学校から南東へ約150mのところに位置します。

転用目的は、申請地を取得し、保育園の駐車場として利用するものであります。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の1団農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、隣接保育園の敷地拡張であり、特別の立地条件を必要とするもので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を設置し、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロック及びフェンスを設ける計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、土地改良区より承諾を得られております。

次に行きます。

審議番号11番、地図ナンバーは12番です。

申請地は、JR筑後草野駅から西へ約700m、市立草野小学校から北東へ約500mのところに位置します。

転用目的は、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水については、自然流下の後、西側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、新設フェンスを設ける計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合より承諾を得られております。

次に行きます。

審議番号12番、地図ナンバーは13番です。

申請地は、県立筑水高校から東へ約500m、道の駅くるめから南西へ約1,700mのところに位置します。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、500m以内に県立筑水高校及び耳納日高整形外科があり、西側に接する道路に水路下水管が埋設されているため第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、自然流下の後、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、市下水道を利用されます。

被害防除については、新設コンクリートブロックを設ける計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得られてあります。

次に行きます。

審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

申請地は、県立筑水高校から東へ約500m、道の駅くるめから南西へ約1,700mのところに位置します。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものであります。

農地区分については、500m以内に県立筑水高校及び耳納日高整形外科があり、西側に接する道路に下水道管が埋設されているため第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下の後、西側水路へ排水されます。

汚水生活雑排水については、市下水道を利用されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックを設ける計画となっております。

す。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得られております。

次に行きます。

審議番号14番、地図ナンバーは15番です。

申請地は、神代橋南側から南東へ約400m、市立山川小学校から北へ約1,000mのところに位置します。

転用目的は、申請地を借り受け、露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、農用地となりますが、申請地西側に位置する河川の公共事業に伴い、一時的な利用に供するものであり、例外規定に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、自然流下の後、南側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除については、オレンジネットを設置する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得られております。

この案件について、現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしました。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

以上です。

柳 副会長 第4選挙区から報告いたします。

審議番号15番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

申請地は、船越小学校から東へ1,000mのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的は農業の振興に資する施設あり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

雨水排水については、自然流下または南側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水については、合併浄化槽を経由し、南側の既存側溝へ放流されます。

被害防除については、周囲に新設コンクリートブロックを設け、土砂の流出を防除します。

水利関係承諾書につきましては、大石堰土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました。

た結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

松延副会長 続きます、第6選挙区です。

審議番号16番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

申請地は、城島総合支所から南西へ約1.6kmのところに位置します。

転用目的は申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断していますが、隣接土地と同一事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

雨水排水については、自然流下または東側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水については、合併浄化槽を経由し、東側の排水路へ放流されます。

被害防除については、コンクリートブロックにより土砂の流出を防除する計画です。

また、筑後川土地改良区より排水及び転用の承認を得てあります。

続きます、審議番号17番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

申請地は、城島総合支所から南へ約2.7kmのところに位置します。

転用目的は申請地を取得し、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断していますが、特別な立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

雨水排水については、自然流下及び溜桝を設置し、東側の排水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除については、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防止する計画です。

また、筑後川土地改良区より排水及び転用の承認を得てあります。

以上、2件の案件について、城島地域審査会において現地調査を行い、転用やむなしと判断いたしております。

以上、2件の御審議よろしくお願いいたします。

廣重副会長 では、第7選挙区から2件の案件について説明をいたします。

審議番号18番、図面番号19番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の早津崎地区にあり、西鉄大善寺駅より南東へ約700mに位置し、転用目的は申請地を取得し、自己用住宅の敷地として利用するものです。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が自己用住宅であり、農業の振興に資する施設として、不許可の例外規定に該当するものです。

雑排水については、合併浄化槽を設置し、また雨水は溜桝を通じ、南側水路へ放流されます。

水利関係承諾書については、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

続いて、2件目ですが、審議番号19番、図面番号20番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の早津崎地区にあり、西鉄大善寺駅より南東へ約600mに位置し、転用目的は申請地を取得して、自己用住宅の敷地として利用するものです。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が自己用住宅であり、農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当するものです。

雑排水については、合併浄化槽を設置し、また雨水は溜桝を通じ、東側水路へ放流されています。

水利関係承諾については、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

続いて、審議番号20番、図面番号21番について説明いたします。

申請地は、三潞校区の高三潞地区にあり、三潞小学校より西へ約300mに位置し、転用目的は申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地として判定をしております。

被害防除につきましては、周囲をコンクリートブロックで土留工事を行い、新設溜桝を設け、南側水路へ放流されます。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区に承諾を得ております。

以上、3件の案件について三潞地域審査会において全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。よって、県
へ送付いたします。
続きまして、第4号議案非農地証明について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

「第4号議案 非農地証明について」

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

第4選挙区、1番の1件です。

申請地、田主丸町森部、田主丸町石垣、田主丸町田主丸、畑5筆計81.69m²です。

現況は雑種地となっております。

この案件につきましては、土地改良区が所有する土地の整理を目的としたものです。
農地法におきまして、土地改良法に基づく事業は転用許可が不要という例外規定が
あります。久留米市農業委員会の非農地証明事務取扱要領においても証明を発行で
きる場合として、農地法による転用許可の除外規定に該当し、農地でなくなってい
る場合という規定があります。

今回、申請が行われている案件につきましては、水縄土地改良区が分水槽を設置し
ている土地となります。この規定に該当していると判断しております。

12ページをお願いいたします。

第7選挙区、2番、1件です。

申請地、三潞町田川、田、170m²、現況、宅地、証明理由は建築物の敷地として相
当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものでございます。

地図ナンバーは27番となっております。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案13ページをお開きください。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申出人、宮ノ陣町若松、****、名簿登録者からの申出です。対象地、宮ノ陣町八丁島、田、2,719m²、あっせん委員は飯田三津雄委員、笠幸夫委員です。

第2選挙区2番、1件です。

2番、申出人、安武町住吉、****、名簿登録者からの申出です。対象地、安武町住吉、田、5,519m²、あっせん委員は深川嘉穂委員、諸藤澄夫委員です。

第4選挙区、3番、1件です。

3番、申出人、田主丸町中尾、****、名簿登録者からの申出です。対象地、田主丸町中尾、田、2筆計2,660m²、あっせん委員は古賀義近委員、田中弥生委員です。

14ページをお開きください。

第5選挙区、4番、1件です。

4番、申出人、北野町大城、****、名簿登録者からの申出です。対象地、北野

町大城、田、2筆計2,032m²、あっせん委員は日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。
続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案15ページをお開きください。

「第6号議案久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の
決定を求められたので付議いたします。

第1選挙区、1番、2番、2件です。

1番、所在、宮ノ陣町八丁島、田、5,190m²、推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在、宮ノ陣町若松、田、2筆計4,944m²、推進機構からの売り渡しとなります。
ます。

第2選挙区、3番から16ページ6番まで、4件です。

3番、所在、荒木町下荒木、田、5,125m²、推進機構からの買い入れとなります。

4番、所在、荒木町荒木、田、4,240m²、推進機構からの買い入れとなります。

16ページをお開きください。

5番、所在、荒木町荒木、田、2筆計4,856m²、推進機構への売り渡しとなります。

6番、所在、荒木町荒木、田、2,072m²、推進機構への売り渡しとなります。

第4選挙区、7番、1件です。

7番、所在、田主丸町常盤、畑及び田、4筆計2,540m²、推進機構からの買い入れとなります。

第5選挙区、8番から17ページ12番まで、5件です。

8番、所在、北野町大城、田、2,017m²、推進機構からの買い入れとなります。

17ページをごらんください。

9番、所在、北野町十郎丸、田、2筆計3,187m²、推進機構からの買い入れとなります。

10番、所在、北野町八重亀、田、1,359m²、推進機構への売り渡しとなります。

11番、所在、北野町鳥巢、畑、994m²、推進機構への売り渡しとなります。

12番、所在、北野町鳥巢、畑、1,248m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から12番までの各申請案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛、通知いたします。

続きまして、第7号議案市長の権限に属する事務の委任及び補助執行についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案18ページをお開きください。

「第7号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」
市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条第1項の規定に基づき久留米市長より下記のとおり協議を求められたので付議いたします。

(農業委員会に対する委任事務)

第1条 市長は農地法に基づく事務のうち、次に掲げるものを農業委員会に委任する。

ア 法第4条第1項の規定による許可

イ 法第4条第8項の規定による協議

ウ 法第4条第9項（法第5条第5項において準用される場合を含む。）の規定による意見の聴取

エ 法第5条第1項の規定による許可

オ 法第5条第4項の規定による協議

カ 法第49条第1項の規定による職員による調査、測量又は物件の除去若しくは移転（アからオまで及びコからシまでに掲げる事務に係るものに限る。）

キ 法第49条第3項の規定による通知又は公示（カに掲げる事務に係るものに限る。）

ク 法第49条第5項の規定による損失の補償（カに掲げる事務に係るものに限る。）

ケ 法第50条第1項の規定による報告の要求（アからクまで及びコからシまでに掲げる事務に係るものに限る。）

コ 法第51条第1項の規定による処分又は命令（ア及びエに掲げる事務に係る者に限る。）

サ 法第51条第3項の規定による現状回復等の措置の実施及び公告（ア及びエに掲げる事務に係るものに限る。）

シ 法第51条第4項及び第5項の規定による現状回復等に要した費用の徴収（サに掲げる事務に係る者に限る。）

ス 法附則2項の規定による農林水産大臣に対する協議（ア及びエに掲げる事務に係るものに限る。）

第2条 市長は独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務を農業委員会に委任する。

19ページをごらんください。

(農業委員会事務局職員の補助執行事務)

第3条 市長は、次に掲げる市長の権限に即する事務を農業委員会に補助執行させる。

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に基づいて指定された農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法第7条の規定により行い、農地売買等事業等の事務に関すること。

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の案の作成に関すること。

附則

この協議は、平成29年4月1日から効力を生ずるものとする。

こちらに関しましては、補足説明をさせていただきたいと思います。

事務局補足説明。

議 長 「第7号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第7号議案は可決されました。よって、久留米市へ通知いたします。
続きまして、「第8号議案 久留米市農業委員会事務専決規程の一部改訂について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案20ページをお開きください、
「第8号議案 久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正について」

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、久留米市農業委員会事務専決規程の一部を改正したいので付議いたします。

久留米市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程

久留米市農業委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表5の項中「第20条第3項」を「第26条第3項」に改める。

この規定は、公布の日から施行する。

こちらに関しましても、補足説明をさせていただきたいと思います。

事務局補足説明。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第8号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第8号議案は可決されました。続きまして、「第9号議案 久留米市農業委員会の農地利用適正化推進委員の選任に関する要綱の制定について」でございますが、次の「第10号議案 久留米市農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱の制定について」と関連した案件でございますので一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案21ページをお開きください。

「第9号議案 久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の制定について」

久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱を制定したいので付議いたします。

1. 久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱（案）

こちらは別紙のとおりとなっております。

2. 制定理由

農業委員会等に関する法律の改正による農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、その選任について要綱を制定するものです。

続きまして、22ページをごらんください。

「第10号議案 久留米市農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱の制定について

久留米市農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱を制定したため付議いたします。

1. 久留米市農地利用最適化推進委員選考委員会運営要綱（案）

別紙のとおりでございます。

2. 制定理由

農業委員会等に関する法律の改正による農地利用最適化推進委員の募集に伴い、その選考について要綱を制定するものでございます。

こちら第9号、第10号議案につきましては、別紙を配付させていただいているかと思っております。そちらをもちまして内容を御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

まず第9号議案、第10号議案の別紙をお開きいただきたいと思います。

事務局、9号議案、10号議案読上げ。

議長 以上で、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いたします。

どうぞ。

委員 ないですかね。

私から一つよろしいか。

先ほど説明がなされた追加がなされた部分ですが、その中で「推進委員の推薦を受けた者及び募集に応募した者は委員となることができない」ということであります。

これは、選考委員が農業委員ではなく農業委員会に属する職員がかわることができると考えてもよいのか。

三、四人しかいないところが推進委員に推薦されたら誰もいなくなる可能性が出てくるかとちょっと思ったから。

事務局 裏面にありますけれども、4項のほうで「欠員が生じた場合」とありますが、推進委員の推薦を受けた者または応募した者がいた場合は、例えば第4区ですか、第5区もそうですが、第6選挙区、第7選挙区の農業委員さんのほとんどが、選考委員になるような格好になっております。

もし、その中のどなたかが、推進委員の推薦を受けた者また応募した者になってしまえば、当然、選考委員にはなれないということになりますので、その補充につきましては4項で、そこの代表委員長がどなたか適当な農業委員、または農業委員会事務局の職員の中から指名して、その方がかわりに出るというふうにさせていただいているところです。

議長 ほかに御意見、質疑がありましたら、お願いいたします。
何かございませんか。これはよく納得をしていただいております。
質疑がないということですので、これにて質疑を終了してよろしゅうございますか。

「はいの声」

議長 これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第9号議案、第10号議案に分けて採決いたします。
第9号議案について、賛成の方はお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第9号議案は可決されました。
続きまして、第10号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第10号議案は可決されました。
続きまして、報告事項に入ります。
「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」
「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」
「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」
「報告第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について」
「報告第5号 農地移動適正化あっせん事業について」までを一括して議題といたします。
事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
ようございますか。

「はいの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。
したがって、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。
次にお諮りいたします。
本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、38番、納戸勝浩委員、11番、山口好秀委員をお願いいたします。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。